

地域人づくり事業による事業の新規性について

基金による事業の新規性については、次により判断するものとする。

事 業 の 実 施 方 法	新規性
1 基金造成時において、同様の事業を行っていない場合	△
(1) 事業を新規委託事業として実施する場合	<input type="radio"/>
(2) 20年度までに実施していた事業をこの基金により再び実施する場合、又は試行的に 行っていた事業を本格的に委託実施する場合	<input type="radio"/>
(3) 基金造成時に事業は開始されていないが、当初予算で既に事業が開始されることが 予定されている場合	<input checked="" type="radio"/>
2 基金造成時において、同様の事業を県費等で実施している場合	△
(1) その事業を、そのまま基金事業として委託実施する場合(県費等を基金で振替)	<input checked="" type="radio"/>
(2) 内容を拡充(雇用人数の増、回数の増、事業実施場所の増等)して委託実施する場合	△
① 拡充部分(拡充部分の事業として「独立性」が必要。例えば、拡充部分を「別契約」とするなど)	<input type="radio"/>
② 従来部分(拡充部分の独立性が認められない場合も含む)	<input checked="" type="radio"/>
3 地域人づくり事業の創設時において、同様の事業を既存の基金で実施している(た)場合(具体的には、平成25年度は重点分野雇用創造事業(事業復興型雇用創出事業除く。)又は起業支援型地域雇用創造事業で実施し、平成26年度は地域人づくり事業で実施する場合)	△
本事業の実施に先だって、事業を一部見直して(趣旨・要件に合致)実施	<input type="radio"/>